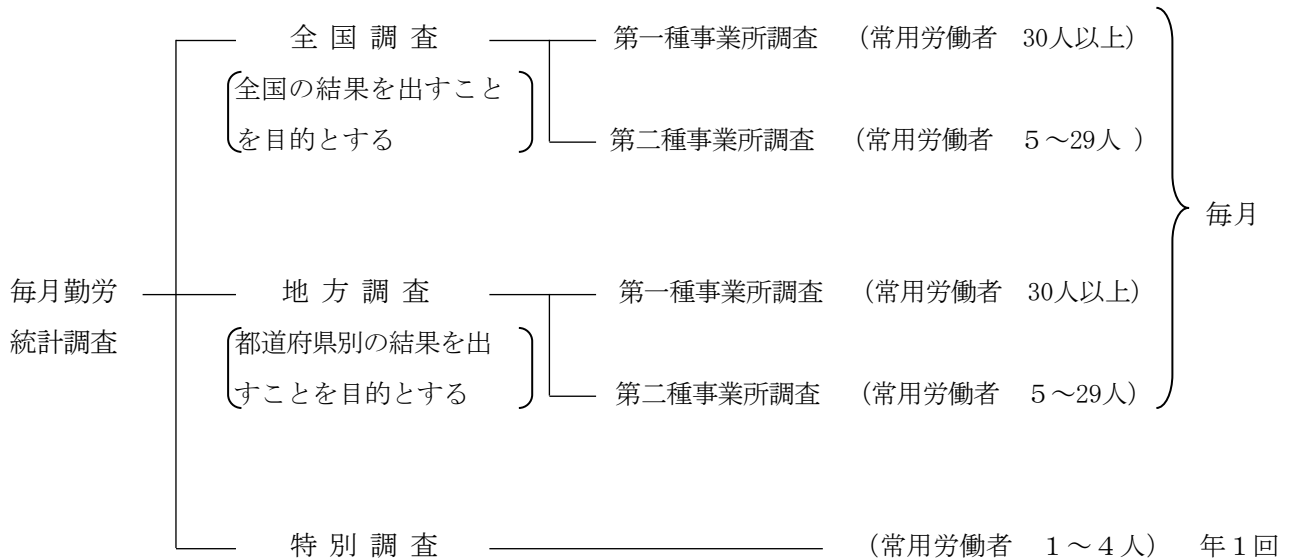


# 毎月勤労統計調査地方調査の説明

## 1 調査の概要



## 2 調査の目的

京都府における常用労働者の賃金、労働時間及び雇用について毎月の変動を明らかにすることを目的としています。

## 3 調査の対象

「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く）の16大産業において、常時5人以上の常用労働者を雇用する全事業所の中から抽出された約1000事業所について調査を行っています。

## 4 調査・集計事項の定義

### (1) 常用労働者

労働者のうち、次に該当する労働者のことです。

- ・ 期間を定めずに、又は1カ月以上の期間を定めて雇われている者

なお、重役、理事などの役員及び事業主の家族で、常時事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者も含まれます。

#### 「パートタイム労働者」

常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことです。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

#### 「一般労働者」

常用労働者のうちパートタイム労働者以外の者のことです。

### (2) 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数のことで、1日のうち1時間でも出勤すれば、1日出勤となります。

### (3) 実労働時間

労働者が実際に労働した時間のことで、休憩時間は給与が支給されるか否かにかかわらず除かれますが、鉱業の坑内労働者の坑内における休憩時間及び運輸関係労働者等の手待ち時間は含まれます。

なお、本来の職務外として行われる宿日直の時間は含まれません。

#### 「所定内労働時間」

事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間のことです。

#### 「所定外労働時間」

早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤等による実労働時間のことです。

#### 「総実労働時間」

所定内労働時間と所定外労働時間の合計です。

### (4) 現金給与額

賃金、給料、手当、賞与その他の名称を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の給与額のことです。

#### 「きまって支給する給与」

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって、毎月同じように支給される給与のことで、基本給のほか家族手当、精勤手当、職務手当、超過勤務手当等も含まれます。

#### 「所定内給与」

きまって支給する給与のうち、超過労働給与以外の給与のことです。

#### 「超過労働給与」

きまって支給する給与のうち、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことで、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等のことです。

#### 「特別に支払われた給与」

きまって支給する給与以外に支払われた給与で、次のいずれかに該当する給与のことです。

ア 労働協約、就業規則等によらないで、一時的又は突発的理由に基づいて支払われた給与

イ 労働協約、就業規則等により支払われた給与のうち、次に該当する給与

(ア) 夏季・年末の賞与、期末手当等の一時金

(イ) 3か月を超える期間で算定される通勤手当

(ウ) 支給事由の発生が不確定なもの（結婚手当等）

(エ) 労働協約、就業規則等の改正によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分

#### 「現金給与総額」

きまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計です。

### (5) 賞 与

調査対象期間を夏季賞与の場合は6～8月、年末賞与の場合は11月～翌年1月に限定し、それぞれ3か月分の調査票をもとに集計したものです。

#### 「支給労働者1人平均賞与支給額」

賞与を支給した事業所における、常用労働者1人当たりの平均賞与支給額です。

#### 「支給月数」

賞与を支給した各事業所におけるきまって支給する給与及び所定内給与のそれぞれに対する賞与の支給割合を単純平均したものです。

### (6) 労働者異動率

各月の入（離）職率は、採用（解雇、退職）、出向及び同一企業内の他の事業所からの（への）転勤によって当事業所に入った（を離れた）常用労働者数を、前月末常用労働者数で除した値のことです。

なお、年平均の入（離）職率は、次の算式によって求めています。

$$\text{年入（離）職率} = \frac{\text{各月間入（離）職労働者数の年総数} \times 1 / 12}{\text{各前月末労働者数の年総数} \times 1 / 12} \times 100$$

### (7) パートタイム労働者比率

調査期間末常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合のことです。

## 5 結果算定方法

事業所からの毎月の結果を集計して、産業、就業形態及び性別の労働者数、1人平均月間現金給与額、出勤日数及び労働時間数を推計します。推計の結果得られた数値は、5人以上の常用労働者を雇用する全事業所に対応するよう復元して算定したものです。

### (1) 産業及び規模別各種平均値の算定方法

本調査結果のうち、産業、規模別1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額、実労働時間数、延出勤日数の各々の合計を前月末及び本月末労働者数の合計の平均値で除して求めています。

### (2) 産業計及び規模計の各種平均値の算定方法

産業計、規模計の各種平均値は、まず産業、規模別の調査事業所の現金給与額、実労働時間数及び出勤日数の各集計延数に推計比率（母集団労働者数÷前月末労働者数）を乗じて合計し、同様に推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求めています。

### (3) 推計労働者数の算定方法

推計労働者数は、産業及び規模別、産業計及び規模計とも調査労働者数に推計比率を乗じ、母集団に復元して求めています。

## 6 結果利用上の注意

- (1) 第一種事業所調査の対象事業所の抽出方法は、平成30年から毎年1月分調査時に行う部分入れ替え方を適用しています。加えて、第二種事業所調査の対象事業所は半年ごとに3分の1ずつ交代する方式により、調査を行っています。  
また、平成29年1月に5年に1回の指数の基準年改定（「平成22年＝100」→「平成27年＝100」）を行いました。平成30年1月には常用労働者数のベンチマークの更新を行いました。
- (2) 平成29年1月分結果から、平成25年10月に改定された日本標準産業分類に基づく集計結果を公表しています。
- (3) 前年比は、指数をもとに算出しており、実数をもとに計算した値と必ずしも一致しません。
- (4) 「規模5人以上」の集計結果は、「規模30人以上」を含めた集計結果のことで、

### 統計表の符号

- 「0」 単位未満
- 「-」 皆無又は該当数値なし
- 「x」 調査対象事業所が少ないため秘匿
- 「△」 負数又は減少